

## 2 民間給与関係資料



## 平成 26 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成 26 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### 2 調査機関

本人事委員会、人事院及び広島市人事委員会等

### 3 調査の対象

#### (1) 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうち、1,238 事業所

#### (2) 調査対象職種

調査対象事業所の常勤の従業員（臨時の者及び役員を除く。）のうち、職員の職に類似する職として指定した 76 職種（うち初任給関係 18 職種）

### 4 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

3 の(1)に記載した 1,238 事業所を、組織、企業規模、産業等により 32 層に層化し、これらの層から 344 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 17 表のとおりである。

#### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

### 5 調査事項

#### (1) 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

#### (2) 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、性、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

### 6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

## 第17表 民間給与実態調査事業所数

### その1 産業別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
調 査 対 象 事 業 所	1,238	493	530	215
抽 出 事 業 所	344	155	132	57
調 査 事 業 所 ( 産 業 計 )	300	141	109	50
農 業 , 林 業 , 漁 業	1	0	1	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	27	17	4	6
製 造 業	131	58	49	24
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	57	32	18	7
卸 売 業 , 小 売 業	29	20	5	4
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	11	7	4	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	44	7	28	9

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が41所あった。
- 2 調査対象事業所344所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた341所に占める調査完了事業所300所の割合（調査完了率）は、88.0%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表について同じ。）。
- ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、実地調査前の企業規模により計上している。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業（郵便局に分類されるものを除く。）及びサービス業（他に分類されないもの。）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

### その2 地域別、企業規模別調査事業所数

地 域	企業規模			
	規 模 計	5 0 0 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
地 域 計	300	141	109	50
広 島 市	150	83	50	17
そ の 他 の 市	137	50	57	30
郡 部	13	8	2	3

第18表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	190,793	198,558	186,050	175,771
	短大卒	168,581	179,388	162,948	※157,925
	高校卒	161,714	159,504	166,802	—
新卒事務員	大学卒	187,992	197,413	183,794	※165,598
	短大卒	※155,037	※175,000	※152,524	※157,925
	高校卒	155,663	153,184	※163,758	—
新卒技術者	大学卒	195,936	200,074	191,664	※190,999
	短大卒	180,201	※179,830	※180,801	—
	高校卒	163,622	161,762	167,495	—
新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
準新卒医師	大学卒	※513,522	—	※513,522	—
準新卒薬剤師	大学卒	※209,500	—	※209,500	—
準新卒診療放射線技師	短大卒	—	—	—	—
新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	※200,642	—	※200,642	—
準新卒准看護師	養成所卒	167,123	—	167,123	—
新卒船員	海上技術学校卒	—	—	—	—

(注) 1 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。

2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

3 「準新卒」とあるのは、平成25年度中に資格免許を取得し(医師については平成23年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了後)、平成26年4月までに採用された場合をいう。

備考 職員の場合は次のとおりである。

- ・大学卒 187,840円
- ・短大卒 163,572円
- ・高校卒 151,805円

※平成26年4月1日現在の行政職で、給料月額に地域手当(広島市内勤務の場合)を加えたものである。

第19表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与の支給状況等

その1 全規模

職種名		調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			備考
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
事務	支店長	36	52.6	780,448	148	780,300	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	29	52.2	794,938	185	794,753	
	短大卒	2	50.0	564,251	0	564,251	
	高校卒	5	55.4	767,108	0	767,108	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	15	53.4	707,832	390	707,442	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	11	53.5	717,802	503	717,299	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	4	52.8	673,444	0	673,444	
	事務部長	423	52.3	611,793	1,790	610,003	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	329	52.4	623,031	1,404	621,627		
短大卒	30	51.7	527,133	1,037	526,096		
高校卒	64	51.8	604,124	4,043	600,081		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術	技術部長	354	51.9	636,579	2,636	633,943	同上
	大学卒	273	51.6	647,273	2,571	644,702	
	短大卒	25	51.4	657,526	1,405	656,121	
	高校卒	56	53.1	584,338	3,383	580,955	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係	事務部次長	87	50.6	548,311	2,958	545,353	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長-課長間)を含む。
	大学卒	67	51.2	567,231	2,756	564,475	
	短大卒	7	47.0	486,895	0	486,895	
	高校卒	13	49.7	482,457	5,988	476,469	
	中学卒	-	-	-	-	-	
係	技術部次長	58	51.2	544,432	3,544	540,888	同上
	大学卒	41	51.3	556,448	4,040	552,408	
	短大卒	8	48.6	544,813	5,070	539,743	
	高校卒	9	53.5	492,302	0	492,302	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職	事務課長	842	48.6	539,014	6,417	532,597	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	592	48.2	550,102	5,686	544,416	
	短大卒	61	46.8	451,133	13,918	437,215	
	高校卒	188	50.4	531,057	6,487	524,570	
	中学卒	X	X	X	X	X	
種	技術課長	859	48.0	539,073	7,749	531,324	同上
	大学卒	592	47.5	553,823	7,070	546,753	
	短大卒	70	47.9	505,482	16,156	489,326	
	高校卒	193	49.5	505,077	6,956	498,121	
	中学卒	4	55.3	518,881	1,215	517,666	

(注)X印は、調査実人員が1人であることを示す。(以下、本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長代理	395	45.4	501,683	67,581	434,102	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
	大 学 卒	254	44.2	502,382	65,111	437,271	
	短 大 卒	34	46.8	469,371	59,849	409,522	
	高 校 卒	107	48.2	509,929	76,683	433,246	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術課長代理	193	44.2	528,037	80,097	447,940	同上
	大 学 卒	125	41.1	529,049	91,737	437,312	
	短 大 卒	14	47.8	489,335	28,538	460,797	
	高 校 卒	53	50.7	538,191	68,977	469,214	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
事 務 係 長	事務係長	800	45.3	425,500	44,395	381,105	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	469	44.1	429,644	43,227	386,417	
	短 大 卒	97	44.6	363,760	31,640	332,120	
	高 校 卒	234	48.1	444,993	52,694	392,299	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 係 長	技術係長	592	44.2	484,932	84,642	400,290	同上
	大 学 卒	348	42.4	479,217	81,075	398,142	
	短 大 卒	54	43.3	497,133	99,754	397,379	
	高 校 卒	190	47.9	492,348	87,112	405,236	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係 主 任	事務主任	801	41.7	415,107	51,528	363,579	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上 記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
	大 学 卒	470	40.9	434,406	54,923	379,483	
	短 大 卒	114	42.5	370,448	40,308	330,140	
	高 校 卒	211	43.3	387,678	46,886	340,792	
	中 学 卒	6	46.5	414,120	130,381	283,739	
技 術 主 任	技術主任	820	43.6	482,052	95,708	386,344	同上
	大 学 卒	516	42.3	486,303	98,512	387,791	
	短 大 卒	87	45.1	468,187	80,195	387,992	
	高 校 卒	217	47.1	474,072	93,023	381,049	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	事務係員	3,457	36.4	310,238	37,885	272,353	
	大 学 卒	1,856	33.2	316,402	43,459	272,943	
	短 大 卒	658	39.0	290,659	29,210	261,449	
	高 校 卒	920	41.1	311,325	32,425	278,900	
	中 学 卒	23	44.3	301,803	39,664	262,139	
技 術 係 員	技術係員	2,597	34.9	369,038	74,280	294,758	
	大 学 卒	1,500	33.1	374,123	79,697	294,426	
	短 大 卒	334	34.1	342,694	65,808	276,886	
	高 校 卒	757	38.4	368,993	67,250	301,743	
	中 学 卒	6	55.0	401,151	43,254	357,897	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	3	38.7	249,719	8,934	240,785	見習, 外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき, 他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	2	54.7	333,429	17,457	315,972	
	守 衛	61	50.8	425,078	44,398	380,680	
	用 務 員	11	54.3	274,774	5,877	268,897	
海 事 関 係 職 種	(遠洋)						航行区域に限定のない総 トン数20トン以上の船舶の 乗組員
	船 長 ・ 機 関 長	-	-	-	-	-	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	運 航 士	-	-	-	-	-	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	-	-	-	-	-	北緯63度から南緯11度の間 及び東経94度から175度の 間の水域を航行区域とする 総トン数20トン以上の船舶 の乗組員
	甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-	
	(近海)						
	船 長 ・ 機 関 長	-	-	-	-	-	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-		
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-		
甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-		
甲 板 手 ・ 操 機 手	-	-	-	-	-		
甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-	港内又は湾内を航行区域と する総トン数5トン以上の 船舶の乗組員	
(沿海・平水)							
船 長 ・ 機 関 長	-	-	-	-	-		
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-		
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-		
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-		
甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-		
甲 板 手 ・ 操 機 手	-	-	-	-	-		
甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-		



職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
							円	円
教育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	人	歳	円	円	円		
	大 学 学 部 長	11	62.3	742,135	0	742,135		
	大 学 教 授	93	56.6	669,862	517	669,345		
	大 学 准 教 授	71	44.6	526,201	0	526,201		
	大 学 講 師	38	40.5	440,731	0	440,731		
職 種	大 学 助 教	18	38.7	388,083	0	388,083		
	高 等 学 校 校 長	x	x	x	x	x		
	高 等 学 校 教 頭	3	53.5	578,102	0	578,102		
研 究 関 係 職 種	高 等 学 校 教 諭	62	43.5	450,972	847	450,125		
	研 究 所 長	2	54.9	835,788	0	835,788	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研 究 部 ( 課 ) 長	51	49.6	643,179	106	643,073		
	研 究 室 ( 係 ) 長	4	41.4	408,834	31,217	377,617	2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長	
	主 任 研 究 員	137	44.3	538,685	11,776	526,909	構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究 所長の職名を有する者,上記研 究部(課)長及び研究室(係)長を 除く。)	
研 究 員	146	31.5	332,148	33,212	298,936			
医 療 関 係 職 種	研 究 補 助 員	36	29.0	232,083	13,305	218,778		
	病 院 長	x	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの 職務代行者	
	副 院 長	3	50.3	1,677,033	245,000	1,432,033		
	医 科 長	4	45.1	1,498,197	194,736	1,303,461	部下に医師又は歯科医師1人以上	
	医 師	39	48.9	1,222,492	102,102	1,120,390		
	歯 科 医 師	2	42.8	813,818	7,318	806,500		
	関 係 職 種	薬 局 長	7	50.5	455,412	11,017	444,395	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	21	40.7	386,287	19,704	366,583	
		診 療 放 射 線 技 師	17	39.2	329,880	11,533	318,347	
		臨 床 検 査 技 師	24	43.7	295,195	12,796	282,399	
栄 養 士		38	34.4	253,845	25,538	228,307		
理 学 療 法 士		27	29.8	283,230	5,684	277,546		
作 業 療 法 士		36	30.3	298,886	16,563	282,323		
種	総 看 護 師 長	3	56.0	561,218	2,956	558,262	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は 准看護師5人以上	
	看 護 師 長	68	49.1	405,264	36,881	368,383		
	看 護 師	173	39.3	349,075	48,128	300,947		
	准 看 護 師	121	44.7	285,995	37,720	248,275		

その2 規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	35	52.4	792,629	153	792,476	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	28	51.9	810,921	193	810,728	
	短大卒	2	50.0	564,251	0	564,251	
	高校卒	5	55.4	767,108	0	767,108	
	中学卒	-	-	-	-	-	
工 場	工場長	13	53.7	721,397	465	720,932	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	54.0	738,981	636	738,345	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	4	52.8	673,444	0	673,444	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	事務部長	286	52.0	672,003	226	671,777	2課以上又は構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	234	52.1	677,215	185	677,030	
	短大卒	9	51.7	608,244	80	608,164	
	高校卒	43	51.3	657,706	452	657,254	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	技術部長	265	51.5	679,013	2,544	676,469	同上
	大学卒	211	51.3	685,192	2,721	682,471	
	短大卒	19	50.7	706,249	1,927	704,322	
	高校卒	35	53.0	632,963	1,914	631,049	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	事務部次長	36	49.9	603,058	192	602,866	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長-課長間)を含む。
	大学卒	28	50.8	609,186	237	608,949	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	7	47.5	585,724	0	585,724	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	技術部次長	31	51.2	586,978	1,028	585,950	同上
	大学卒	24	50.4	612,672	1,326	611,346	
	短大卒	2	42.0	614,834	127	614,707	
	高校卒	5	57.5	462,501	0	462,501	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	事務課長	566	48.8	567,208	4,714	562,494	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大学卒	415	48.2	565,389	4,556	560,833	
	短大卒	23	47.8	531,299	98	531,201	
	高校卒	128	50.8	578,951	5,962	572,989	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長	技術課長	605	48.2	583,536	8,126	575,410	同上
	大学卒	447	47.5	590,982	8,156	582,826	
	短大卒	42	48.4	567,697	12,065	555,632	
	高校卒	114	50.7	559,335	6,584	552,751	
	中学卒	2	52.0	488,700	2,500	486,200	

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長代理	人 232	歳 45.4	円 541,591	円 80,809	円 460,782	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
	大 学 卒	144	44.5	541,853	77,548	464,305	
	短 大 卒	11	44.3	514,055	71,153	442,902	
	高 校 卒	77	47.8	546,148	90,570	455,578	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術課長代理	141	43.8	569,692	91,596	478,096	同上
	大 学 卒	90	39.9	566,151	107,206	458,945	
	短 大 卒	10	48.9	527,462	26,489	500,973	
	高 校 卒	40	52.5	594,116	72,069	522,047	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
技 術	事務係長	474	45.8	459,225	49,145	410,080	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	272	44.4	461,562	48,295	413,267	
	短 大 卒	41	45.0	390,889	38,610	352,279	
	高 校 卒	161	48.9	474,424	53,751	420,673	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術係長	418	44.8	519,512	92,783	426,729	同上
	大 学 卒	257	43.0	506,062	87,349	418,713	
	短 大 卒	27	45.6	586,893	114,245	472,648	
	高 校 卒	134	48.4	533,069	99,452	433,617	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事務主任	586	41.7	432,721	55,852	376,869	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上 記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
	大 学 卒	350	40.7	449,847	60,579	389,268	
	短 大 卒	64	42.6	385,541	39,528	346,013	
	高 校 卒	167	43.6	405,943	48,086	357,857	
	中 学 卒	5	44.8	442,729	141,651	301,078	
関 係	技術主任	651	43.8	498,578	99,624	398,954	同上
	大 学 卒	413	42.3	499,776	102,831	396,945	
	短 大 卒	65	45.9	494,058	80,529	413,529	
	高 校 卒	173	47.8	496,287	96,218	400,069	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
職 種	事務係員	2,106	36.7	325,641	41,499	284,142	
	大 学 卒	1,113	33.2	327,987	47,470	280,517	
	短 大 卒	348	39.8	310,456	31,972	278,484	
	高 校 卒	627	41.2	329,819	35,657	294,162	
	中 学 卒	18	45.8	303,918	42,698	261,220	
職 種	技術係員	1,702	35.1	384,583	78,428	306,155	
	大 学 卒	928	33.2	391,700	85,198	306,502	
	短 大 卒	193	34.2	365,769	71,818	293,951	
	高 校 卒	576	38.3	378,115	69,449	308,666	
	中 学 卒	5	55.5	402,678	38,277	364,401	

その3 規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
工 場	工場長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	事務部長	119	52.5	516,257	2,413	513,844	2課以上又は構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	81	52.6	521,190	3,280	517,910	
	短大卒	20	51.6	509,263	1,352	507,911	
	高校卒	18	53.0	503,847	0	503,847	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部長	67	52.6	547,472	649	546,823	同上
	大学卒	48	52.6	558,373	508	557,865	
	短大卒	6	53.3	526,307	0	526,307	
	高校卒	13	52.5	522,768	1,321	521,447	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関 係	事務部次長	47	51.1	523,272	3,736	519,536	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長一課長間)を含む。
	大学卒	36	51.6	548,681	4,763	543,918	
	短大卒	6	48.2	484,876	0	484,876	
	高校卒	5	51.7	399,917	1,544	398,373	
	中学卒	-	-	-	-	-	
係	技術部次長	21	50.5	521,138	1,814	519,324	同上
	大学卒	12	51.0	516,240	219	516,021	
	短大卒	6	49.9	530,726	6,064	524,662	
	高校卒	3	49.8	521,976	0	521,976	
	中学卒	-	-	-	-	-	
課	事務課長	261	48.2	492,960	9,924	483,036	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大学卒	172	48.3	522,079	8,254	513,825	
	短大卒	36	46.3	418,102	21,057	397,045	
	高校卒	53	49.2	446,842	8,093	438,749	
	中学卒	-	-	-	-	-	
種	技術課長	217	47.4	447,010	4,687	442,323	同上
	大学卒	133	46.9	448,569	2,140	446,429	
	短大卒	22	47.6	424,774	20,036	404,738	
	高校卒	60	47.9	448,846	4,919	443,927	
	中学卒	2	58.5	547,425	0	547,425	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長代理	153	45.4	411,317	38,846	372,471	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
	大学卒	104	43.4	413,382	37,830	375,552	
	短大卒	22	48.8	432,261	52,355	379,906	
	高校卒	27	50.1	386,603	31,887	354,716	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術課長代理	47	45.3	433,290	54,906	378,384	同上
	大学卒	31	44.4	438,570	53,886	384,684	
	短大卒	3	46.2	440,416	38,561	401,855	
	高校卒	13	46.9	419,977	62,440	357,537	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 ・ 関 係	事務係長	281	44.0	383,632	39,292	344,340	係の長及び係長級専門職
	大学卒	175	43.4	390,304	38,087	352,217	
	短大卒	50	44.2	344,644	27,466	317,178	
	高校卒	56	45.9	399,949	53,804	346,145	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 ・ 関 係	技術係長	134	42.4	413,493	68,811	344,682	同上
	大学卒	71	40.9	413,370	65,783	347,587	
	短大卒	21	39.8	417,470	85,462	332,008	
	高校卒	42	46.1	411,754	65,735	346,019	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 関 係	事務主任	166	42.5	369,510	36,853	332,657	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上 記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
	大学卒	107	42.5	376,653	30,700	345,953	
	短大卒	39	42.3	366,444	47,513	318,931	
	高校卒	19	42.6	341,648	46,867	294,781	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技 術 ・ 関 係	技術主任	120	42.5	406,638	70,957	335,681	同上
	大学卒	80	41.8	408,661	66,366	342,295	
	短大卒	13	44.1	436,148	91,969	344,179	
	高校卒	27	43.9	387,065	75,128	311,937	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 関 係	事務係員	1,118	36.1	292,701	33,914	258,787	
	大学卒	639	33.3	305,130	39,220	265,910	
	短大卒	251	38.2	276,571	28,517	248,054	
	高校卒	224	41.7	275,068	24,755	250,313	
	中学卒	4	39.4	296,063	29,059	267,004	
技 術 ・ 関 係	技術係員	728	34.1	330,460	64,205	266,255	
	大学卒	493	32.7	331,693	65,967	265,726	
	短大卒	92	35.9	323,234	64,404	258,830	
	高校卒	142	38.0	330,512	57,346	273,166	
	中学卒	x	x	x	x	x	

その4 規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成26年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
工 場	工場長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	事務部長	18	54.7	459,804	18,285	441,519	2課以上又は構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	14	55.5	456,233	7,507	448,726	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	3	50.8	496,290	75,763	420,527	
技 術	技術部長	22	53.5	498,013	9,498	488,515	同上
	大学卒	14	52.9	490,512	7,490	483,022	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	8	54.6	511,182	13,024	498,158	
関 係	事務部次長	4	49.7	425,382	14,880	410,502	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 ※部次長の他、中間職(部長一課長間)を含む。
	大学卒	3	49.3	442,840	0	442,840	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
技 術 部 次 長	技術部次長	6	53.9	482,839	17,943	464,896	同上
	大学卒	5	54.5	479,104	21,266	457,838	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
事 務 課 長	事務課長	15	51.9	414,449	1,034	413,415	2係以上又は構成員10人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大学卒	5	48.7	389,232	0	389,232	
	短大卒	2	45.9	379,068	0	379,068	
	高校卒	7	54.4	441,745	2,204	439,541	
技 術 課 長	技術課長	37	48.6	408,478	20,466	388,012	同上
	大学卒	12	50.2	418,679	24,288	394,391	
	短大卒	6	46.1	401,565	28,412	373,153	
	高校卒	19	48.3	404,210	15,654	388,556	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 ※課長代理の他、中間職(課長-係長間)を含む。
	大学卒	10	46.5	365,762	6,187	359,575	
	短大卒	6	47.0	364,078	10,124	353,954	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	3	43.2	362,338	0	362,338	
技 術	技術課長代理	5	43.5	417,573	40,831	376,742	同上
	大学卒	4	43.1	427,647	50,330	377,317	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 ・ 関 係	事務係長	45	47.1	338,274	27,045	311,229	係の長及び係長級専門職
	大学卒	22	46.5	334,448	19,383	315,065	
	短大卒	6	45.8	342,762	19,493	323,269	
	高校卒	17	48.3	341,658	39,579	302,079	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 ・ 関 係	技術係長	40	43.9	359,665	51,744	307,921	同上
	大学卒	20	40.3	356,555	52,059	304,496	
	短大卒	6	45.0	371,919	84,606	287,313	
	高校卒	14	48.7	358,829	37,113	321,716	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 関 係	事務主任	49	39.9	281,217	30,515	250,702	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上 記主任と同等と認められる主任 ※主任の他、中間職(係長-係員間)を含む。
	大学卒	13	33.8	289,394	26,523	262,871	
	短大卒	11	42.9	278,965	20,245	258,720	
	高校卒	25	41.8	277,851	37,203	240,648	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 ・ 関 係	技術主任	49	42.8	349,637	82,101	267,536	同上
	大学卒	23	43.4	372,581	88,576	284,005	
	短大卒	9	38.6	278,394	59,359	219,035	
	高校卒	17	44.1	354,205	84,716	269,489	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 ・ 関 係	事務係員	233	35.4	239,526	20,507	219,019	
	大学卒	104	32.5	245,022	21,067	223,955	
	短大卒	59	38.4	226,536	13,890	212,646	
	高校卒	69	37.3	241,047	24,982	216,065	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技 術 ・ 関 係	技術係員	167	34.8	285,059	50,825	234,234	
	大学卒	79	34.2	307,044	61,897	245,147	
	短大卒	49	30.1	251,768	35,197	216,571	
	高校卒	39	42.8	286,489	49,912	236,577	
	中学卒	-	-	-	-	-	

第 20 表 行政職給料表の職務の級への民間事業所従業員の格付

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500 人以上	企業規模 100 人以上 500 人未満	企業規模 100 人未満
9 級	支 店 長 工 場 長  事 務 部 長 技 術 部 長  事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	—————	—————
8 級	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長  事 務 部 長 技 術 部 長	支 店 長 工 場 長  事 務 部 長 技 術 部 長
7 級		事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	
6 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
5 級			事 務 課 長 技 術 課 長
4 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理
3 級		事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
2 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 3・4 級に対応)	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 3 級に対応)	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 3 級に対応)
1 級	事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 係 員 技 術 係 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。



第21表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				大学卒	計	38.6	
大学卒	500人以上	31.2	(33.6)	(66.4)	(0.0)	68.8	
	100人以上 500人未満	47.4	(23.2)	(76.8)	(0.0)	52.6	
	100人未満	32.6	(8.3)	(91.7)	(0.0)	67.4	
高校卒	計	11.6	(28.3)	(71.7)	(0.0)	88.4	
	500人以上	14.2	(26.7)	(73.3)	(0.0)	85.8	
	100人以上 500人未満	12.1	(25.1)	(74.9)	(0.0)	87.9	
	100人未満	2.7	(100.0)	(0.0)	(0.0)	97.3	

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。  
 2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である(小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。)

第22表 民間における定期昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	企業規模	項目	定期昇給制度あり			定期昇給制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	計	93.7	41.2	77.2	53.2	6.4
	500人以上	93.4	33.2	85.0	64.0	6.6
	100人以上 500人未満	96.2	52.4	74.1	54.6	3.8
	100人未満	88.0	41.5	66.6	24.4	12.0
課長級	計	83.7	31.5	70.3	45.7	16.3
	500人以上	74.3	16.2	71.0	51.6	25.7
	100人以上 500人未満	91.9	42.6	72.4	48.6	8.1
	100人未満	85.7	39.5	62.6	24.4	14.3

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 23 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員		技能・労務等従業員	
		円		円	
平均所定内 給与月額	下半期 (A1)	350,429		262,406	
	上半期 (A2)	354,727		270,038	
特別給の 支給額	下半期 (B1)	694,668		453,405	
	上半期 (B2)	756,744		502,771	
特別給の 支給割合	下半期 $\frac{(B1)}{(A1)}$	1.98		1.73	
	上半期 $\frac{(B2)}{(A2)}$	2.13		1.86	
	年 間 計	4.11		3.59	

(注) 下半期とは平成 25 年 8 月から平成 26 年 1 月まで、上半期とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

第 24 表 民間における冬期賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項 目 企業規模	部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
計	54.0	46.0	56.0	44.0	60.2	39.8
500 人 以 上	52.9	47.1	53.9	46.1	62.0	38.0
100 人 以 上 500 人 未 満	54.6	45.4	57.2	42.8	58.5	41.5
100 人 未 満	55.6	44.4	58.6	41.4	57.4	42.6

## 第 25 表 民間における家族手当の支給状況

### その 1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に対する家族手当の支給状況			配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を見直す予定がない		
71.9	(94.3)	[7.1]	[92.9]	(5.7)	28.1

(注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を 100 とした割合である。

2 [ ]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

### その 2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,164円
配偶者と子 1 人	17,668円
配偶者と子 2 人	22,724円

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者について 13,000 円、配偶者以外については、1 人につき 6,500 円である。なお、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

## 第 26 表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

(単位：%)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
95.2	(11.2)	(73.4)	(2.8)	(12.6)	4.8

(注) 支給形態の( )内は、交通用具使用者に手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

## 第 27 表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の状況

区分	距離段階別定額制における支給月額						
	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	3,963円	6,941円	13,119円	19,228円	23,933円	27,511円	30,065円

第 28 表 民間における単身赴任手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	87.0%
支 給 し な い	13.0%
単身赴任手当の支給方法が一律定額の事業所における平均支給月額	37,342円

(注) 事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を 100 とした割合である。

備 考 職員の単身赴任手当の基礎額の現行支給月額は、23,000 円である。

第 29 表 民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況

帰宅費用を支給する	年間支給回数						帰宅費用を支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
68.2%	(16.4%)	(45.7%)	(5.4%)	(28.4%)	(4.1%)	15.8回	31.8%

(注) 1 単身赴任手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 年間支給回数は、単身赴任手当及び賃金以外の措置として帰宅費用を支給する事業所の状況であり、( ) 内は当該事業所を 100 とした割合である。

第 30 表 民間における公的年金が支給されない再雇用者の単身赴任手当の取扱い  
(単位：%)

	転居を伴う異動がある			転居を伴う異動がない
	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	未定	
52.7	(88.5)	(11.5)	-	47.3

(注) 1 平成 25 年職種別民間給与実態調査

2 定年年齢が 60 歳であり、かつ、平成 25 年 4 月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

3 ( ) 内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を 100 とした割合である。